

# 武雄市農業委員会

平成28年6月総会議事録

平成28年6月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成28年6月6日(月)  
(開会)午前9時00分 (閉会)午前10時30分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者35人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		淵靖司	○	
中村和仁	○		本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳満	○		下平寅義		○
西村元吉	○		松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜	○	
向井健作	○		安永和廣	○	
中野重信	○		浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場一郎		○	岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第4号	農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	武雄市非農地証明について	2件

事務局長

それではただ今から、平成28年6月の武雄市農業委員会「総会」を始めていきたいと思います。

本日は、17番伊勢馬場委員、24番下平委員より欠席の連絡があっております。在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

また、総会終了後、引き続き、委員全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成28年6月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今回は、議案第1号から議案第5号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、14番 井手辰巳委員、31番 浦川宗博委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

先月ご審議いただいた農地法第5条の許可申請5件については許可がおりております。以上、報告します。

会長

さっそく議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されております。この4件の案件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この4件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会長

無いようですので質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号農地法第3条の規定による4件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による4件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第4条の規定による許可申請が2件、提出をされています。この2件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。番号1番につきましては、去る5月30日に調査委員会B班に調査を依頼しておりましたので、座長の馬場委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

平成28年5月30日午前9時00分から調査委員会をB班及び地元農業委員により、農地法第4条1件、農地法第5条1件について武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による申請番号1番の案件について、審議しました。

主な質疑内容は、・「承諾書の申請地の誤りについて、二重線が引かれ、訂正印も押されていない。」と指摘があり、⇒「再提出します。」と回答がありました。

・「申請書に事業費の記載がないが事業費はいくらか？」と質疑があり、⇒「事業費は(金額)円です。申請書に記入します。」という回答がありました。

以上、質疑がありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたが、残りの件

につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。

議案第2号の農地法第4条の規定による2件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第5条の規定による許可申請が10件提出をされています。

この10件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。

議案の説明が終わりましたが、番号1番につきましては、去る5月30日に調査委員会B班に調査を依頼しておりましたので、座長の馬場委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

議案第3号 農地法第5条の規定による申請番号1番の案件について、審議しました。

主な質疑内容は、①「国道35号(バイパス)は将来的に拡張の計画があるのか?」という質疑があり、⇒佐賀国道事務所に確認したところ「今のところ計画はありません。」という回答が事務局からありました。②「〇〇さんの農地

が半分になってないか？」という質疑があり、⇒この件については現地で「わのう」であることを確認しました。③「隣接地北側に農地があり、施設の照明が稲作に影響が出ないか？」という質疑があり、⇒「照明は敷地内南側の駐車場に設置予定、建物は北側の農地から離して建設し、〇〇なので夜遅くまで照明はつけません。」という回答がありました。④「申請地の東側の市道からバイパスに出るときに信号がないが出にくくないか？」という質疑があり、⇒「地元からの要望があれば検討したい。」という回答がありました。⑤「〇〇の高さはどれくらいになるか？（日照権の確保について）」という質疑があり、⇒「南側は5mだが、北側は4mと傾斜をつけます。また、隣接農地から離して建てるので、日照権の問題はないと思います。」という回答がありました。⑥「乗入口（6m）の側溝は掃除しやすいようにしてもらえるのか？」の質疑があり、⇒「乗入口はグレーチングに変更します。」という回答がありました。⑦「北側の植栽は高いものか？」という質疑があり、⇒「車隠しに低いものを予定しています。」という回答がありました。⑧「境界の畦の管理は申請者、地元どちらが行うのか？」という質疑があり、⇒現地で区長・区長代理に立ち会ってもらい、「申請者がコンクリート張りにする」という回答がありました。

以上、質疑がありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたが、残りの9件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

地元委員さんの説明が無いようですので質疑を開始します。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による10件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による10件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第4号を議題といたします。

平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はいありがとうございました。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案第3号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第5号を議題といたします。

武雄市非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第5号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。

議案第5号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成28年6月の農業委員会総会を終わります。どうもありがとうございました。



議事の顛末を記録し、署名する。

平成28年 7月 5日

武雄市農業委員会 会長 佐佐木 鞆

” 委員 井手 辰己

” 委員 浦川 宗博

議事録調整者 永尾 淳一